

鎌倉市名越中継施設整備業務委託
実施方針

令和6年6月

鎌 倉 市

目 次

1	事業の内容に関する事項	1
(1)	事業概要	1
2	事業者の募集及び選定に関する事項	3
(1)	事業者の募集及び選定方法	3
(2)	事業者の募集及び選定の手順	3
(3)	参加資格要件等	4
3	事業者の責任の明確化等に関する事項	8
(1)	責任分担の基本的な考え方	8
(2)	業務分担	8
(3)	予想されるリスクと責任分担	8
4	施設の立地及び規模等に関する事項	9
(1)	整備計画地の概要	9
5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	10
(1)	係争事由に係る基本的な考え方	10
(2)	管轄裁判所	10
6	その他事業の実施に関する事項	11
(1)	議会の議決	11
(2)	情報提供	11
(3)	プロポーザル参加に伴う費用負担	11
(4)	実施方針に関する問合わせ先	11
	別紙様式 現場確認申込書	12
	別紙1 整備計画地案内図	13
	別紙2 業務分担表(案)	14
	別紙3 リスク分担表(案)	15

1 事業の内容に関する事項

(1) 事業概要

ア 事業名称

鎌倉市名越中継施設整備業務委託（以下「本事業」という。）

イ 対象となる施設の種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物中継施設）

ウ 施設の管理者

鎌倉市長 松尾 崇

エ 目的

鎌倉市（以下「本市」という。）では、燃やすごみを名越クリーンセンターにて焼却処理を行っているが、老朽化に伴い、令和6年度末をもって施設の稼働を停止する予定である。名越クリーンセンター稼働停止後は、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（令和2年(2020年)8月策定）に基づき、逗子市既存焼却施設を中心に焼却処理を行う予定である。

このため、収集及び輸送効率を考慮し、市内から発生するごみの中継施設（以下「本施設」という。）の整備を行うものである。また、将来的には逗子市及び葉山町のごみも受入対象とする。

本施設の整備に当たっては、整備計画地の立地条件、周辺環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮するとともに、合理的かつ経済的で、維持管理が容易な施設とし、運転員の労働環境を考慮したものとする。

オ 本施設の概要

計 画 地	整備計画地	神奈川県鎌倉市大町五丁目 11 番 16 号
	敷地面積	11,856.12m ² （うち工事面積約 4,800m ² ）
中継施設	処理対象物	燃やすごみ、破碎ごみ（火災ごみ・海洋漂着ごみ）
	処 理 方 式	燃やすごみ：コンパクト・コンテナ方式 破碎ごみ：剪断式破碎機
	計画ごみ搬入量	29,766t/年
	施 設 規 模	燃やすごみ：120 t/日 破碎ごみ：4 t/日

カ 事業内容

(ア) 事業方式

本事業は性能発注方式（設計・施工一括発注方式）とする。

本施設の処理能力及び性能は、全て事業者の責任により発揮させなければならない。また、事業者は実施設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために必要なものは、本市の指示に従い、事業者の負担で施工すること。

(イ) 契約形態

- a 本市は、優先交渉権者と基本契約（仮契約）及び建設工事等請負契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。
- b 本市は、優先交渉権者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため、本事業に係る基本契約（仮契約）を締結する。
- c 本市は、優先交渉権者と基本契約（仮契約）に基づき、本事業に係る建設工事等請負契約を締結する。

(ウ) 事業期間

a 着工

本建設工事等請負契約締結日の翌日（令和7年(2025年)1月予定）

※契約時期については、事業スケジュールの見直し等に伴い、変更になる可能性あり

b 竣工

令和10年(2028年)9月末日予定

(エ) 事業者が行う業務範囲

- a 設計業務（補完的な測量調査、地質調査、その他本事業の実施に必要な調査等を含む）
- b 建設業務
- c 焼却施設等の解体撤去及び残置物等の撤去業務
- d 搬出設備（コンテナ）及び搬出車両（コンテナ運搬車）の購入
- e その他関連業務
本事業に関連する申請、循環型社会形成推進交付金申請等に係る手続の代行及び支援、周辺住民対応への協力等
- f 土壌汚染が確認された場合は別途協議とする。

(オ) 本市が行う業務範囲

- a 周辺住民対応
- b 一般廃棄物処理施設設置（変更）届出等
- c 循環型社会形成推進交付金関連事務
- d 事業者が行う本施設の設計及び施工の監理（別途業務委託を含む）
- e 土砂災害特別警戒区域に対する対策工事
- f その他これらを行う上で必要な業務

(カ) 関係法令の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）をはじめとする、関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

ア 事業者の募集

本市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意する。

イ 事業者の選定

本市は、事業者の創意工夫やノウハウ、事業を遂行する能力等を総合的に評価するため、事業者の選定を公募型プロポーザル方式とし、非価格要素（技術提案）及び価格要素の総合評価にて選定を行う。また、事業者の選定は、次の2段階により実施する。

(ア) 参加資格審査（第一次審査）

(イ) 提案審査（第二次審査）

ウ 審査会の設置

事業者の選定に当たっては、鎌倉市企画等提案型契約審査会条例（平成24年7月2日条例第2号）に基づき、外部有識者等で組織する「鎌倉市名越中継施設整備業務企画提案審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 事業者の募集及び選定の手順

ア 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における募集・選定スケジュール（予定）を次に示す。

	日 程	内 容
令和6年	6月24日(月)	実施方針の公表
	6月24日(月)～7月5日(金)	現場確認の期間（申込締切：6月28日(金)）
	7月中下旬	実施要領等の公表
	7月下旬～8月上旬	参考図書閲覧の期間
		要求水準書及び実施要領等に関する質問の受付期間
	8月中旬	要求水準書及び実施要領等に関する質問に対する回答の公表
	8月中下旬	参加表明書及び資格審査書類等の提出期間
	9月上旬	参加資格審査結果の通知
	10月中旬	技術提案書類等の提出期限
	10月中下旬	技術提案書類等の事前審査及び確認
	11月上中旬	プレゼンテーション、優先交渉権者の選定及び決定
選定後～12月中	基本協定の締結、契約内容の交渉、基本契約（仮契約）の締結	
令和7年	1月中	建設工事等請負契約締結

イ 現場確認

本事業への参加を希望する事業者（法人に限る）は、本実施方針に基づき、事前に整備計画地を確認することができる。現場確認を希望する事業者は、次のとおり申し込むこととする。なお、現場確認では説明のみを行い、質問は受け付けない。

(ア) 申込期間

令和6年(2024年)6月24日(月)から令和6年(2024年)6月28日(金)午後5時まで

(イ) 現場確認可能日・時間

a 現場確認可能日

申込日翌日から令和6年(2024年)7月5日(金)まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

b 現場確認可能時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く）

(ウ) 申込方法

別紙「様式 現場確認申込書」に必要事項を記入し、鎌倉市環境部環境施設課に電子メールにて提出すること。また、電話にて到着確認をすること。

ウ 応募手続

(ア) 実施要領等の公表

令和6年(2024年)7月中下旬に実施要領、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集及び契約書（案）を本市ホームページにて公表する。

(イ) 実施要領等の公表以降の手続

実施要領等の公表以降の詳細な手続については、実施要領において提示する。

(3) 参加資格要件等

ア 参加者の構成等

(ア) 参加者は、単独企業若しくは特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。

(イ) JVにあつては、設計・建設工事を担当する企業を代表企業として、当該代表企業が参加手続を行うものとする。

(ウ) 参加者の関連会社である企業が、他の単独企業又はJVを構成する企業になることはできない。

(エ) 同一参加者が複数の提案を行うことはできない。

イ 参加資格要件

参加者は、実施要領等の公表から建設工事等請負契約締結までの期間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(ア) 共通事項

a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者とする。

- b 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく、入札参加資格指名停止措置の対象となっていない者とする。
 - c 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(a)から(f)の要件に該当しない者とする。
 - (a) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。
 - (b) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
 - (c) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
 - (d) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
 - (e) 銀行取引停止処分がなされている者。
 - (f) 法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。
 - d 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の(a)から(h)のいずれにも該当しない者とする。
 - (a) 暴力団（鎌倉市暴力団排除条例（平成24年1月1日施行。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (b) 暴力団員（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (c) 暴力団員等（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (d) 暴力団経営支配法人等（暴排条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）
 - (e) 自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - (f) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
 - (g) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (h) 上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。
 - e d(a)から(h)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
 - f 本事業に係る発注支援等業務の受注者である中外テクノス株式会社と資本面又は人事面において関連がある者が所属する企業は、参加資格を満たしている者であっても本プロポーザルに参加することはできない。
- (イ) 構成企業のうち、施設設計・建設を行う者
- a 令和6年度鎌倉市入札参加資格業者名簿のうち、「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」について、鎌倉市一般競争入札執行取扱基準により指定業者として資格を有すると認められた者の名簿に登載されていること。

- b 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定に基づく建設工事の種類のうち、「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。また、「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」について、同法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、900 点以上であること（参加表明書の提出日に有効期限内であること）。
- c 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- d 過去 10 年間（平成 26 年(2014 年) 4 月 1 日から令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日まで）に、地方公共団体（一部事務組合を含む）が発注した廃棄物運搬中継施設建設工事（循環型社会形成推進交付金の対象となったもの）を元請として施工した実績を 1 件以上有すること。
- e 次に掲げる要件を満たす設計監理技術者と工事管理技術者を本工事に配置すること。
 - (a) 設計監理技術者

設計監理を行う技術者は、ごみ処理施設の実施設設計の経験を有する者であって、建設業法第 26 条に規定する監理技術者とし、本工事に非専任で 1 名以上を配置すること。
 - (b) 工事管理技術者

工事管理を行う技術者は、ごみ処理施設の建設工事施工の経験を有する者であって、建設業法第 26 条に規定する監理技術者とし、本工事に専任で 1 名以上を配置すること。

なお、配置する監理技術者については、次の要件を満たしていること。

 - ① 清掃施設工事又は機械器具設置工事の監理技術者資格者証及び監理技術者修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、次の者をいう。
 - ㊦ 平成 16 年(2004 年) 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ① 平成 16 年(2004 年) 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
 - ② 参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的な雇用関係とは、参加表明書及び資格審査書類等の提出期限より前に 3 か月以上の雇用期間を有することをいう。
- (ウ) 構成企業のうち、解体工事を行う者
 - a 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定に基づく建設工事の種類のうち、「解体工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
 - b 過去 10 年間（平成 26 年(2014 年) 4 月 1 日から令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日まで）に地方公共団体（一部事務組合を含む）が発注した「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年 4 月 25 日厚生労働省基発 401 号の

2) 又は「「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」(平成 26 年 1 月 10 日厚生労働省基発第 0110 第 1 号)に基づき実施された、150 t /日以上的一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設。ただし、焼却施設を含むものに限る)の解体工事を元請として施工した実績を 1 件以上有すること。

c ごみ処理施設の解体設計の経験を有する者であって、建設業法第 26 条に規定する監理技術者を本工事に専任で 1 名以上を配置すること。

ウ 参加資格要件基準日

参加資格要件基準日は、参加表明書及び資格審査書類等の提出日とする。

エ 参加資格の喪失

参加資格確認後、建設工事等請負契約締結までの期間に参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合は、当該参加者は失格とする。

3 事業者の責任の明確化等に関する事項

(1) 責任分担の基本的な考え方

本市と事業者が、適正にリスクを分担することにより、より経済的で質の高い成果を目指すものである。

本施設の設計及び施工に係る責任は、原則として事業者が負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、本市が責任を負う。

なお、責任分担の具体的内容については、建設工事等請負契約で定める。

(2) 業務分担

本事業に係る業務分担は別紙2のとおりとする。

(3) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は原則として別紙3のとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容は、建設工事等請負契約に定める。

4 施設の立地及び規模等に関する事項

(1) 整備計画地の概要

整備計画地の概要を次の表に示す。

表 整備計画地に関する事項

項目		条件等
現施設名		鎌倉市名越クリーンセンター
整備計画地		神奈川県鎌倉市大町五丁目 11 番 16 号
敷地面積		11,856.12m ² (うち工事面積約 4,800 m ²)
都市計画	用途地域	第一種住居地域 (建ぺい率 60% 容積率 200%)
	防火・準防火地域	準防火地域
	景観地区	鎌倉景観地区 (沿道住宅地)
	都市施設	鎌倉都市計画ごみ焼却場 (第 1 号名越ごみ焼却場)
その他	景観計画	公共公益施設地
	道路斜線	適用距離: 20m 勾配: 1.25
	隣地斜線	立上がり: 20m 勾配: 1.25
	日影規制	高さ 10m 超 測定水平面 4m 5m ライン: 5 時間 10m ライン: 3 時間
	前面道路	北側県道: 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号
	宅地造成工事 規制区域	区域内
	土砂災害 特別警戒区域	一部区域内
	周知の埋蔵文化財 包蔵地	No. 229 長善寺遺跡
ユーティリティ	電 気: 新設柱を設置の上引込み 上 水: 上水道から引込み 排水先: 公共下水道へ放流 (関係機関と協議要) 電 話: 通信事業者回線を引込み 雨 水: 既設雨水管へ接続 ガ ス: 都市ガスへ接続 警 備: 施設竣工後、発注者にて別途契約を行うため、空配管のみ整備	

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。

(2) 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を合意による第一審の管轄裁判所とする。

6 その他事業の実施に関する事項

(1) 議会の議決

本市は、本事業の実施に当たり令和6年(2024年)12月の市議会において、建設工事等請負契約締結に係る議案提案予定である。

(2) 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行う。

(3) プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザルへの参加に係る経費については、全て参加者の負担とする。

(4) 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は次のとおりとする。

【問い合わせ先】

鎌倉市 環境部 環境施設課

住 所：〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18番10号

電 話：0467-61-3625（直通）

メールアドレス：siseken@city.kamakura.kanagawa.jp

担 当：鬼頭、大島

(別紙様式)

令和6年(2024年) 月 日

現場確認申込書

「実施方針」に規定される、現場確認を行いたく申し込みます。

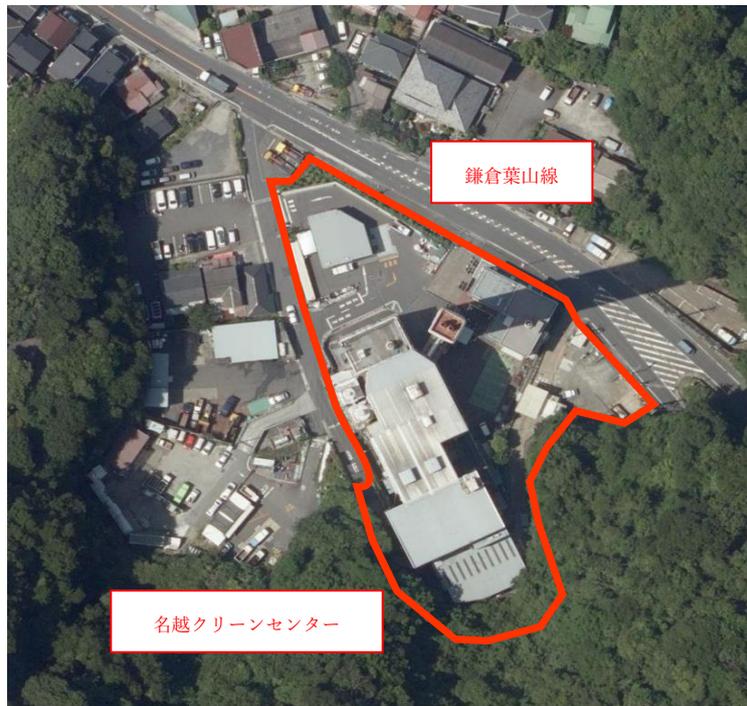
事業者名		
所在地		
電話番号		
メールアドレス		
希望日	[第1希望] 令和6年(2024年) 月 日 () 午前・午後	
	[第2希望] 令和6年(2024年) 月 日 () 午前・午後	
	[第3希望] 令和6年(2024年) 月 日 () 午前・午後	
参加者 1	氏名	
	部署名及び役職	
参加者 2	氏名	
	部署名及び役職	
参加者 3	氏名	
	部署名及び役職	
参加者 4	氏名	
	部署名及び役職	
参加者 5	氏名	
	部署名及び役職	
参加者 6	氏名	
	部署名及び役職	
参加者 7	氏名	
	部署名及び役職	

注1)参加者は7名までとすること。

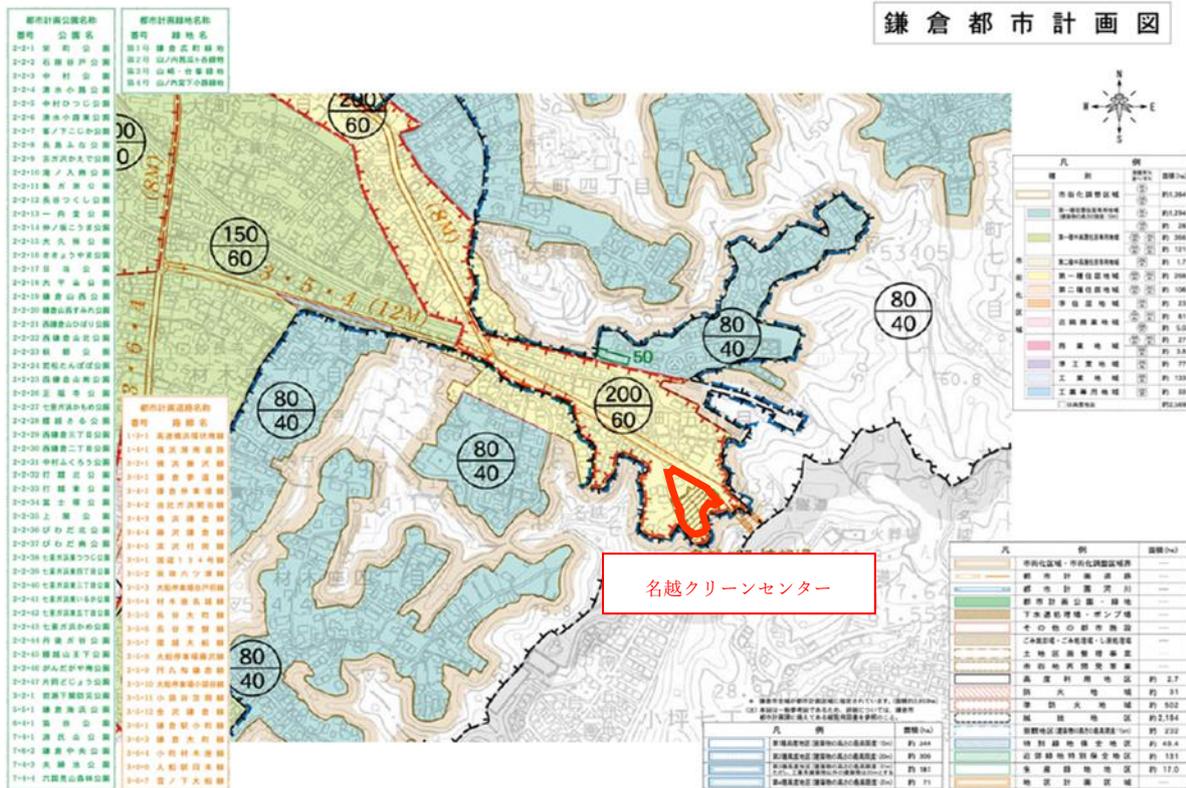
注2)希望日は複数提示とすること。

注3)本様式にて提出すること。

別紙1 整備計画地案内図



出典：鎌倉市名越中継施設整備基本計画



出典：鎌倉市名越中継施設整備基本計画

別紙2 業務分担表（案）

（○：主、△：副）

業務区分	業務内容	分担		備考
		本市	事業者	
計画管理	施設整備全体に関する計画、管理	○		
施設整備に係る 許認可手続き	施設整備に関する許認可手続き	○	△	副分担は資料作成等の補助を行う。
	交付金等の申請	○	△	副分担は資料作成等の補助を行う。
	開発関係	○	△	副分担は資料作成等の補助を行う。
住民対応	住民説明会等の対応	○	△	副分担は資料作成等の補助等、必要に応じた対応を行う。
設計	設計に係る許認可手続き	△	○	副分担は連絡等の補助を行う。
	実施設計		○	
	設計監理	○		
建設	工事に係る許認可手続き	△	○	副分担は連絡等の補助を行う。
	施工		○	既設焼却施設の解体を含む。
	施工管理		○	既設焼却施設の解体を含む。
	工事監理	○		
試運転、性能試験	放流水質、汚泥等の性状		○	
	施設に配置する人員確保	○		
	前項以外の用役費等の試運転・性能試験に必要なすべての経費		○	
施設全体管理	施設設置者としての施設管理	○		
	工事現場に係る管理		○	
施設運営	引渡後の施設運営	○		

別紙3 リスク分担表（案）

（○：主）

リスク項目	概 要	分 担		
		本市	事業者	
共通	募集資料リスク	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	契約締結リスク	議会を含む本市の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○	
		事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○
	法令変更リスク	課税等変更時に事業者が負うべきもの		○
		上記以外の場合のもの	○	
	許認可リスク	本市が取得すべき許認可取得の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可取得の遅延に関するもの		○
	政治リスク	政策方針の変更等による事業の停止・変更に関するもの	○	
	交付金等リスク	事業者の事由により予定していた交付金額等が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○
		その他の事由により予定していた交付金額等が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○	
	資金調達リスク	本市の事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	物価変動リスク	本市負担分に係る物価変動に関するもの	○	
		事業者負担分に係る物価変動に関するもの		○
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
	事故リスク	設計において発生する事故に関するもの		○
建設において発生する事故に関するもの			○	
不可抗力リスク	天災等の不可抗力により事業費の増大、計画遅延、中止等に関するもの	○		
債務不履行リスク	本市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行に関するもの	○		
	事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行に関するもの		○	
住民対応リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合に関するもの		○	
	上記以外に関するもの	○		
第三者賠償リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合に関するもの		○	
	上記以外に関するもの	○		
環境保全リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合に関するもの		○	
	上記以外に関するもの	○		
設計段階	設計変更リスク	本市の指示並びに提示条件の不備や変更による設計費用の増大及び計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備や変更による設計費用の増大及び計画遅延に関するもの		○
	調査リスク	本市が実施した調査に関するもの	○	
		事業者が実施した調査に関するもの		○
建設段階	建設着工遅延リスク	本市の指示並びに提示条件の不備や変更による工事着工遅延に関するもの	○	
		上記以外に関するもの		○
建設段階	工事費増大リスク （既設焼却施設解体工事を含む）	本市の指示並びに提示条件の不備や変更による工事費用の増大に関するもの	○	
		上記以外に関するもの		○
	工事遅延リスク	本市の指示並びに提示条件の不備や変更による工事遅延及び未完工による施設の供用開始遅延に関するもの	○	
		上記以外に関するもの		○
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○	
試験・性能試験リスク	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○		
	試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	
施設の引渡後	運転指導リスク	運転指導の不備による運転時のトラブルに関するもの		○
	施設の性能確保リスク	施設の引き渡し時における要求性能確保に関するもの		○
		施設の供用中における要求性能確保に関するもの（多量排出時の対応）		○
		上記以外に関するもの	○	